

## 記載要領

### 1 協議対象について

協議の対象は、令和8年度において社会福祉法人等が1(1)の協議対象事業所を1(3)の整備区分に沿って整備を予定している場合に限るものとする。

なお、千葉市内・船橋市内・柏市内に整備する場合は協議対象外とする。

#### (1) 協議対象サービス等

##### ア 障害福祉サービス事業所

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、多機能型等

##### イ 障害者支援施設

ウ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援事業所

##### エ 身体障害者社会参加支援施設

※児童福祉施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」により補助を行うため、別途療育支援班と協議すること。

#### (2) 補助対象法人 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人 等

#### (3) 整備区分

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (身体障害者社会参加支援施設を除く)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

## 2 補助基準額等について

- (1) 創設等の補助基準額は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(国要綱)の別表3-1、3-2の単価を参照すること。
- (2) 大規模修繕等の場合は、既存施設等について平成17年10月5日社援発1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」による。
- (3) スプリンクラー設備等整備の補助基準額は、下記の補助基準額①、②、③の合計と総事業費(対象外経費を除く)の4分の3と比較し、低い方を補助上限額とする。

- |   |                              |                      |                      |
|---|------------------------------|----------------------|----------------------|
| ① | 1,000 m <sup>2</sup> 未満      | 1 m <sup>2</sup> 当たり | 26,300 円             |
| ② | 1,000 m <sup>2</sup> 以上の平屋建て | 1 m <sup>2</sup> 当たり | 50,300 円(入所施設に限る)    |
| ③ | 消火ポンプユニット加算                  |                      | 3,090,000 円(平米数関係なし) |

- (4) 都市部単価について

都市部単価は、施設整備(予定)地とし、次によること。

- ①政令指定都市、中核市及びその周辺の人口密集地域
  - ②人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/k m<sup>2</sup>の地域
- ※標準単価は、都市部以外とする。

- (5) 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の場合は、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金における障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法について」による。

## 3 協議書類の記載方法について

協議書類の記載にあたっては、次に掲げる事項に特に注意し、記載例などを参考にし、作成すること。

## (1) 令和8年度社会福祉施設整備協議書(様式第1号又は第1号の2)

- シート内の水色セルに記入、またはプルダウンから選択すること。
- 記載不備がある場合受理しないことがあるため、記入漏れなどが無いよう注意すること。
- 「1 事業所概要」については以下のとおりとする。
  - ・「定員数」について、本体定員の欄には短期入所を除いた人数を記載し、短期入所定員の欄には短期入所(単独型または併設型)の定員数を記載すること。(空床型の場合、短期入所定員は0とする。)
  - ・「併設施設の状況」には協議対象施設と同一敷地(道路を挟んで隣接する場合を含む)に併設される施設について記載すること。  
「合築」は建物が一体となる場合、「併設(別棟)」は建物が分かれる場合に選択する。  
なお、児童関連施設との多機能型事業所の場合には、本件補助協議だけでなく、「次世代育成支援対策施設整備交付金」についても別途協議が必要となるため注意すること。
- 「2 整備概要」については以下のとおりとする。
  - ・「土地の状況」について、建設予定地の状況を記載すること。
  - ・土地の取得に係る契約等にあつては、関連法令等を確認し、利益相反関係にある者との契約については十分注意すること。
  - ・土地を賃借する場合については、建物の処分制限期間以上の契約期間を確保すること。やむを得ない理由でそれ未満となる場合は、契約書内に更新規定を盛り込んだうえ、理由書を添付すること。
  - ・「立地条件」には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載しているか。
  - ・「地域住民との調整」には、施設の住民説明会の実施状況や予定等に加え、地域住民からの意見がある場合にはその内容を記載すること。
- 「3 事業概要」については以下のとおりとする。
  - ・「事業の内容」には、整備を行うサービスごとに、支援の内容を具体的に記載すること。
  - ・「事業の目的」には、地域の状況等を踏まえて、当該整備を行う背景や必要性などを記載すること。単に、「〇〇を整備したい」などの記載は受理しない場合があるので留意すること。
  - ・「当該圏域又は市町村における待機者、地域ニーズ、障害福祉サービス資源の状況」には、法人で行ったニーズ調査の結果について、圏域又は市町村の待機者数、サービス資源の状況を簡潔に記載し、詳細は任意様式にとりまとめた上、参考となる資料を添付して提出すること。

## (2) 補助所要額調書(様式第2号)

- 別添補助単価表(案)を参考に作成すること。ただし、事業が採択され、交付を

受けるときまでに単価が変動している場合がある。

- 工事費の内訳については見積比較表又は大規模修繕等説明書に記載すること。
- 外構工事や土地購入費、土地造成費等は対象経費に含まれないことに注意すること。
- 工事事務費の対象経費の実支出額は、工事費の対象経費の実支出額の2.6%を上限とする。
- 各種加算を算定する場合、加算の欄に加算額を記入のうえ、必要となる書類を添付すること。

### (3) 施設の配置図及び施設の来歴（共通別紙1）

- ・整備を行う敷地の状況について、整備前後がわかるよう配置図を記載すること。
- ・既存施設についてはその来歴を記載すること。

### (4) 立地条件及び周囲の環境説明書（共通別紙7）

- ・地元市町村、電気・水道等関連企業、隣接地権者や地元自治会との協議状況等を記載すること。各種法令に基づく手続きが不要な場合は、その旨記載すること。

## 4 提出書類及び提出先について

- ・協議書類目録を参照の上、指定された書類データをCD-R等に保存し、市町村障害福祉担当課に2部提出  
(その他提出先市町村の指示があった場合、その指示に従うこと)

### 【書類の作成及び提出に際しての留意事項】

- (1) 協議書の提出予定がある場合は、あらかじめ市町村担当課に連絡すること。  
※ 期限内に必要な書類を提出できない合理的な理由がある場合は、その理由、提出できない書類の名称、提出予定時期を任意の様式に記載し、市町村担当課及び千葉県障害福祉事業課 事業・暮らしの場支援推進班宛てに報告すること。
- (2) 別添「施設整備方針」を参照すること。
- (3) 協議書類の記載は、「3 協議書類の記載方法について」を参照し、不明な部分がある場合は、千葉県障害福祉事業課 事業・暮らしの場支援推進班に確認をすること。
- (4) 添付した方が良いと思料される資料がある場合は添付しても差し支えない。
- (5) 協議書の提出をもって補助が認められるものではなく、提出のあった全ての協議書等をもとに、施設整備方針等に添って県で検討のうえ、国へ協議する補助対象事業を決定するものであること。
- (6) 近年、厚生労働省の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る予算額が非常に厳しい状況にあり、採択が困難な状況となっているため、千葉県から国へ協議しても、必ず採択されるとは限らないことに留意すること。